第廿一回全國大會提出議案

一、勞働組合法制定要求の件

中央委員會
(外)大阪聯合會
大阪金屬勞働組合
東京鐵工組合
關東釀造勞働組合
神奈川聯合會
九州聯合會
兵庫縣聯合會

決議

左記要綱を具備せ　勞働組合法の制定を要求し日本勞働組合會議に社會大衆黨と協力しその實現を期す。

勞働組合法要綱

一　本法に於て勞働組合と稱するは勞働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護增進を目的とする被傭者の團體又はその聯合をいふ。

二　本法の適用を受けんとする勞働組合の代表者は組合規約を添え、主たる事務所所在地の地方長官に屆出ることを要す。

三　勞働組合規約には左の事項を記載することを要す

(一)名稱、(二)目的、(三)主たる事務所、(四)組合員の資格に關する規定、(五)組合員の加入脫退に關する規定、(六)組合の大會其他の會議に關する規定、(七)組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に關する規定、(八)加入金及び組合費並びに會計に關する規定、(九)組合規約の變更に關する規定。(十)組合の聯合及合併に關する規定

四　勞働組合並びに其事業に對しては諸税を賦課せず

五　勞働組合は勞働爭議につき役員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず

六　雇主又はその代理人は勞働組合員たる故を以て被傭者を解雇する事を得ず雇主又はその代理人は被傭者を勞働組合に加入せざること、又組合より脫退することを雇傭條件となすことを得ず。

七　勞働組合が雇主又はその團體と勞働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無效とす。

八　勞働組合の役員又は組合員は勞働爭議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若くは貼付をなしたるの故を以て處罰せらるゝことなし。

九　勞働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行爲に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。

十　勞働組合は司法裁判所の判決を經るに非ざれば解散さるゝことなし。

十一　地方長官は勞働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し若し應ぜざる場合はその取消變更を裁判所に出訴することを要す。

十二　六に違反したる雇主又は代理人は六ケ月以上三ケ年以下の懲役に處す。

二、團體協約法制定要求の件

中央委員會

左記要綱を具備せる團體協約法の制定を要し、日本勞働組合會議の社會大衆黨と協力して之が實現を期す。

團體協約法要綱

一　本法に於て團體協約と稱するは本法第六に規定せる團體協約能力ある雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者との間に文書に依つて締結せる勞働條件の協約を言ふ。

二　團體協約の締結されたる場合における個人的契約は被傭者の利益となる部分に限り有效とす。

三　團體協約當事者は協約締結後、二週間以內に地方長官に屆出るものとす。

四　團體協約中の條項が同一行政區域內に於ける同一產業若くは職業の過半數に適用せらるゝに至りたるとき、若くは同條項が被傭者の利益について重大なる價値を有するに至りたるとき、該協約條項は協約に關係なき同一產業並びに職業にも適用さるべきものにして內務大臣は此旨一般に公示することを要す

五　第四の適用を受くるものにして異議を有するものは適用さることの不當なる事實を證明する書狀を添付し、二週間以內に行政裁判所に異議の申立をなすことを得。

六　雇傭者又は被傭者の團體にして、その定款に依つて決議並に執行の機關を有し、並にその召集方法を規定せるものは團體協約の能力あるものとす。但し被傭者の團體は左の條件を具備することを要す。

(1)ある一定の經營に所屬することを團體員の資格として規定せざること

(2)雇傭者を團體員として、加入せしめざる自主獨立の團體なること

七　團體協約は期間の經過、若くは双方の同意によつて終了す。但し期間の定めなき場合は三ケ月の豫告期間を以て解除することを得

八　事業を讓り受けたる雇傭者、又は雇傭者團體並びに被雇者團體の各々が合併によりて成立せしめたる團體は本法による權利義務の一切を繼承するものとす。

九　故意に協約に違反したるものには償金を課す。雇傭者並びにその團體に對しては五千圓以下、被傭者團體に對しては五百圓以下、被傭者個人に對しては日給七日分。(月給者に對しては月收三十分の七)以下とす。

三、失業防止及救濟に關する件

中央委員會
(外)大阪聯合會

東京鐵工組合
九州聯合會

決議

失業防止及救濟に關し左記の諸項の實施を要求す。

一、失業保險法の制定、制定に至る迄の期間中失業手當法を制定して手當金の國家支給を行ふべし。

二、土木事業以外にも國家事業を起し、熟練工の失業を解決すべし。

三、國家事業は中間搾取を絕對に排し、事業監督機關に勞働組合代表も參加せしむべし。

四、賃銀を引下げざることを原則とする七時間勞働制を實施すべし。

五、職業紹介機關の擴充及管理に勞働組合代表を參加せしむべし。

六、政府所有米を消費組合、勞働組合に對し大量拂下げを行ふべし。

七、失業者に對する無料宿泊所及無料食堂を新設增設すべし。

四、勞働組合主義徹底に關する決議案

提出　中央委員會

總同盟年來の主張たる健實なる勞働組合主義は、日本勞働組合會議の指導精神ともなり、我勞働組合運動の主流を支配するに至つたが、我總同盟は益々之が徹底を圖り、着々具體化することに努力する責任を痛感する「健全なる勞働組合主義の徹底」を一言に盡くせば、勞働組合の經營を合理化し、內容を整備し、勞働組合の諸機能を深く勞働者生活の中に徹底せしむることを云ふ。

斯くして初めて、勞働組合は勞働者當面の權益を擁護伸長し得ると共に新社會に於ける產業秩序を形成し得るものである。依つて、我同盟は左の諸項に就て再吟味し本案の趣旨の實現に努力しなければならぬ。

一、同盟組織を、團體協約及經營合理化を目標として改革すること。

二、總同盟の會計制度全般に亘つて、改正補修を行ひ一層合理的基礎の上に建設すること。

三、共濟保險制度を設定すること。

依つて大會は中央委員會が、右趣旨に基き熱心に調査研究を行ひ、可及的速やかに實現を期することを要望す

五、綱領及主張改正に關する件

提出　中央委員會

總同盟綱領を左の如く改む

綱領

一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ、識見の開發、技術の進步德性の涵養を圖り、以て自己の向上と完成を期す

一、我等は勞働者の自主的組織と訓練により勞働條件の維持改善並に共同福利の增進を期す

一、我等は國情に立脚し、資本主義の根本的改革を圖り以て健全なる新社會の建設を期す

總同盟主張を左の如く改む

主張

一、八時間勞働及一週四十八時間制の實施(但し坑內勞働六時間及一週三十六時間)

一、勞働組合法並團體協約法の制定

一、同質量勞働に對する差別撤廢

一、生活賃銀法、失業保險法の制定

一、工場法、鑛業法、健康保險法の改正

一、國際勞働條約の批准並に勸告案の實施

一、暴壓諸法令の改廢

一、共濟組合並に協同組合の全國的普及とその統一

六、大會を隔年開催に改正するの件

中央委員會
(外)神奈川鐵工組合
東京革工組合

左記の理由に依り大會を隔年開催に改む

一、大會費用を節約し、組合の財的充實を期することの必要。

二、大會の示威的、宣傳的效用の時代は過ぎて、組合はもつと實質化さねばならぬ必要。

三、大會の開催せざる年は、組合長、聯合會長、本部役員を以つて構成する全國事務會議を開催し、總同盟の方針の徹底、組合事務上及行政上の統一を期すること

七、十萬突破運動續行に關する件

中央委員會
(外)關西紡織產業勞働組合
兵庫縣聯合會

八、大會宣言決議案

中央委員會

九、反動ファッショ紛碎之件

大阪聯合會
(外)大阪金屬勞働組合
兵庫縣聯合會

資本主義が高度に發達すると金融大資本閥の專制支配が强化する。と同時に勞働者階級の打倒資本主義鬪爭も激化する。此の社會的不安動搖の時に於て中小商工業者中小地主、自作農、並にインテリ、軍人、官吏の一群を總稱する所謂中間階級はブル陣にもプロ陣にも參加する事が出來ない。

前者は生產手段を所有する事に於てプロレタリアの社會主義に贊成出來ない。そして大資本に搾取され壓迫されてゐる事によつて現狀に不滿を感じてゐる點で高度化せる資本主義に贊成出來ぬ。後者は浮動せる一群であつて階級を構成してゐない。然かも之れ等全部に共通するものは、第一に自己の組織力によつて一定の社會を實現せんとする能力を缺き從つて强力なる獨裁官、英雄の出現を希望する點である。

第二は、私有財產、特權を捨てる事を欲せず反社會主義的である

第三は、世界觀に於て個人主義、利己主義を脫し切れない排他的國家主義をとる事である

以上のファッショの特質はデモクラシーを基調とする組織力によつて世界の勞働者を資本主義の桎梏より解放せんとする勞働組合運動と明かに對立するものであるが故に。更らに此のファッショ運動は全產聯の陰謀によつ